

知っておこう！

クーリング・オフ



クーリング・オフとは？

自宅へ突然訪問してきたり、電話で勧誘され契約をした場合などに、一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度です

クーリング・オフすると契約はなかったことになり、支払った代金は全額返金されます。また、違約金等を請求されることもありません

クーリング・オフができる取引

訪問販売	店舗外での訪問販売、キャッチセールス等	8日間
電話勧誘販売	電話をかけさせられた場合も含む	8日間
特定継続的役務提供	エステ・美容医療・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービス（注）	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法（ネットワークビジネスともいう）	20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法・モニター商法など	20日間
訪問購入	業者が自宅などを訪問し、貴金属等の物品を買い取る取引	8日間

（注）契約金額が5万円を超え、かつ2ヶ月（エステ・美容医療は1ヶ月）を超える期間継続してサービスが提供されるものが対象

注意！

通信販売はクーリング・オフの対象外！

ネットショッピングやテレビショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフはありません

そのため、購入する前に返品可否や条件などをしっかり確認しましょう！



高槻市立消費生活センター

☎ 072-682-0999

9:00～12:00 13:00～17:00

（土日祝日、年末年始除く）

あきらめずに、まずはご相談を！

クーリング・オフ期間が過ぎていても、状況によっては、契約の解除ができる場合もあります

お気軽にご相談ください

クーリング・オフの通知方法

- ◆ 契約書等を受け取った日を含めて8日（または20日）以内に通知します
- ◆ 書面（はがき可）もしくは電磁的記録（メール等）で行います
- ◆ クーリング・オフの書面等には、事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報（契約年月日、契約者名、購入商品名、契約金額等）やクーリング・オフの通知を発した日を記載します
- ◆ クレジット契約の場合は、販売会社とクレジットカード会社に同時に通知します

書面（はがき）で通知する場合

- 必要事項を記入後、証拠を残すため、はがきの両面をコピーしてください
- 郵便局の窓口で「特定記録郵便」か「簡易書留」にして送付してください
※その際に渡される受領証に記載の追跡番号で、はがきが業者に到達したか確認することができます
- コピーと受領証は大切に保管（5年間）するようにしましょう

（表面）	記載例	（裏面）
  特定記録郵便 株式会社○●代表者様 大阪府●●市××町×番○号		契約解除通知書 ■ 契約年月日 令和 年 月 日 ■ 商品名 ○○○○ ■ 契約金額 △△万円 ■ 販売会社 株式会社○● （担当者名） △△ △△ 上記日付の契約を解除します。 なお、速やかに支払い済みの△△万円を 返金し、商品を引き取ってください。 令和 年 月 日 （契約者） 住所 〒569-×××× 大阪府高槻市●●町△-△ 氏名 ○○ ○○

電磁的記録（メール等）で通知する場合

- 契約書を確認し、「電磁的記録によるクーリング・オフの通知先」等の記載があれば、それを参照して通知しましょう
- 証拠を残すため、電子メールの場合は送信メールを、ウェブサイトの専用フォームなどであれば画面のスクリーンショットを保存（5年間）するようにしましょう